

査に合格した後、当該検定職種に關し三年（特定職種にあつては、一年）以上の実務の経験を有する者	当該検定職種に相當する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科（総訓練時間が二千八百時間（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者を対象とする訓練を行う訓練科にあつては、千四百時間）以上のものに限る。）に關し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に關し四年（特定職種にあつては、二年）以上の実務の経験を有する者	単一等級の技能検定の学科試験の全部	単一等級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相當する訓練科に關し、短期課程の普通職業訓練（別表第五第三号に定めるところにより行われるものに限る。）の的確に行われたと認められる		単一等級の技能検定の学科試験の全部	

修了時の試験に合格した者の で、当該訓練を修了したものの	厚生労働大臣が別に定めるところにより単一等級の技能検定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに關する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定めるところにより単一等級の技能検定の実技試験の全部	厚生労働大臣が別に定めるところにより単一等級の技能検定の学科試験の全部
---	---	--	--

（試験の免除の特例）

第六十五條の二 前條の規定にかかわらず、令別表第二に掲げる職種の技能検定に係る試験の免除の基準については、指定試験機関が定めることができるものとする。

2 指定試験機関は、前項の試験の免除の基準を定めるときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 指定試験機関は、前項の承認を受けた試験の免除の基準を公示しなければならない。